

# 船舶事故調査報告書

平成30年9月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年2月8日 08時00分ごろ
発生場所	北海道厚岸町厚岸港南防波堤南南西方沖 厚岸港南防波堤灯台から真方位213° 1.8海里（M）付近 （概位 北緯43° 01.0′ 東経144° 48.5′）
事故の概要	漁船第十二幸龍丸は漂泊して揚網作業中、また、漁船健翔丸は南西進中、両船が衝突した。 第十二幸龍丸は、船長が負傷し、両舷外板の亀裂等を生じ、また、健翔丸は船底に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成30年2月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第十二幸龍丸、2.26トン HK3-88765（漁船登録番号）、個人所有 6.69m（Lr）×1.93m×0.80m、FRP ガソリン機関、80kW（動力漁船登録票による）、昭和56年4月3日 B 漁船 健翔丸、1.7トン HK3-120530（漁船登録番号）、個人所有 7.44m（Lr）×2.51m×0.87m、FRP ガソリン機関2基、175kW（合計）、平成8年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年11月21日 免許証交付日 平成27年10月19日 （平成33年4月30日まで有効） B 船長B 男性 48歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年9月7日 免許証交付日 平成26年4月10日 （平成31年9月6日まで有効）

死傷者等	A 重傷 1人（船長A） B なし
損傷	A 両舷外板に亀裂、操舵スタンド及び揚網機が倒壊、船外機カバーに割損等 B 船底に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好、気温 約－7.7℃ 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、平成30年2月8日07時20分ごろ、‘厚岸港南防波堤南南西方沖の漁場’（以下「本件漁場」という。）に向けて同港の船揚場を出発し、07時30分ごろ、本件漁場に到着して、船首を東北東方に向けて船外機を中立運転とし、漂泊して前日に入れていた刺し網の揚収作業を開始した。</p> <p>船長Aは、左舷前部に設置された揚網機付近に立って揚網作業中、左舷船首方150m付近に、A船に向かって来るB船ともう1隻の漁船を視認した。</p> <p>船長Aは、そのうち1隻が右転してA船の西側へ大きく避航し、続くB船がそのままA船に向かって来るのを認めたと、そのうちB船が、漂泊して揚網しているA船を避けるものと思った。</p> <p>船長Aは、揚網作業が最後のボンデンを揚収するだけになったころ、B船が左舷前方至近に接近し、A船にまっすぐに向かって来ていることに気付き、衝突の危険を感じて急いで操舵スタンドに向かい、B船に向かって大声で合図しながら、船外機を全速力後進とした。</p> <p>A船は、08時00分ごろ、後進を始めて間もなく、A船の左舷船首部とB船の船首部とが衝突し、B船がA船を乗り切り、船長Aは衝撃を受けて意識を失い、操舵スタンド付近に倒れた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、07時50分ごろ厚岸港南防波堤南西方にあるかき養殖施設に向け、厚岸町厚岸湖岸にある定係地を出航し、約5ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により航行した。</p> <p>B船は、厚岸港南防波堤南東端を通過後、速力を約15knに増速したところ、‘正船首から両舷30°の範囲で船首浮上による死角（視界が制限される状態）’（以下「船首死角」という。）を生じたので、船長Bは、操舵スタンド後方にある物入れの上に立って前方を見たが、付近に他船を認めなかった。</p> <p>船長Bはその後、船首方に他船はいないと思い、自分が立っていた物入れに腰を掛けた状態で操船を続けていたところ、突然衝撃を感じ、A船と衝突したことを知った。</p> <p>衝突後、船長Bは船長Aを救助してB船に乗せ、B船はA船をえい航して厚岸港に戻った。</p>

	<p>船長Bは、所属する漁業協同組合に本事故の発生を連絡した。</p> <p>船長Aは救急車で病院に搬送され、頭蓋底骨折、気脳症等と診断され、その後他の病院を受診し、左肩腱板損傷等と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 A船の状況(甲板上)、写真3 B船 参照)</p>
その他の事項	<p>A船は本事故時、漁ろうに従事している船舶を示す、黒色の鼓形形象物を表示していなかった。</p> <p>A船は本事故時、汽笛、有効な音響による信号を行うことができる手段を備えていなかった。</p> <p>船長Bはふだん、船首死角が生じている場合、物入れの上に立った状態で操船し、死角を解消していた。</p> <p>船長Bは本事故時、B船の物入れの上に立った状態で操船を行うと、風が当たって寒かったので、物入れに腰を掛けた状態で操船していた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、本件漁場で漂流して揚網作業中、船長Aが、左舷船首方から接近するB船を認めた際、B船がそのうち漂流して揚網しているA船を避けてくれるものと思い、揚網作業を続け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、B船が間近に接近していることに気付くのが遅れ、船外機を全速力後進として避けようとしたものの間に合わず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、厚岸港南防波堤南南西方沖を船首死角が生じた状態で南西進中、船長Bが、船首方に他船はいないと思い、船首死角を補う見張りを行っていなかったことから、前路で漂流して揚網作業中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、B船が厚岸港南防波堤南東端を通過後、物入れの上に立って前方を見たところ、付近に他船を認めず、また、本事故時、物入れの上に立った状態で操船すると、風が当たって寒かったので、物入れに腰を掛けた状態で操船し、船首死角を補う見張りを行っていなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が本件漁場で漂流して揚網作業中、船長Aが、B船がA船を避けてくれるものと思い、揚網作業を続け、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、B船が間近に接近していることに気付くのが遅れ、また、B船が厚岸港南防波堤南南西方沖を南西進中、船長Bが、船首死角を補う見張りを行っていなかったため、前路で漂流して揚網中のA船に気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・航行中に船首死角が生じる場合は、死角の範囲内に他の船舶が存在している可能性があるため、死角が解消される場所に立ったり、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行うこと。</li><li>・漁ろうに従事している船舶は、黒色の鼓形形象物を表示すること。</li><li>・小型漁船は、汽笛を装備し、又は携帯式エアホーン等の有効な音響による信号を行うことができる手段を準備しておき、他船の接近に不安を感じた時は音響信号を発するか、早期に回避措置をとること。</li><li>・事故発生後、速やかに海上保安庁に通報すること。</li></ul>
--	--

付図1 事故発生経過概略図

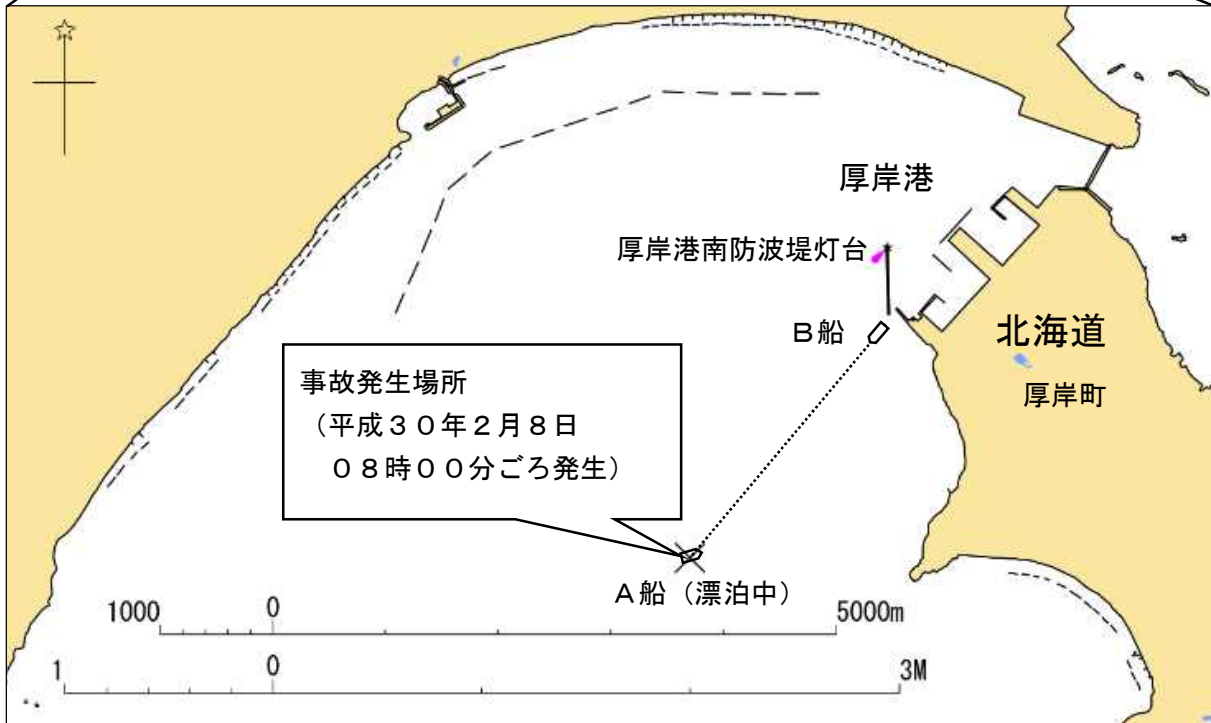
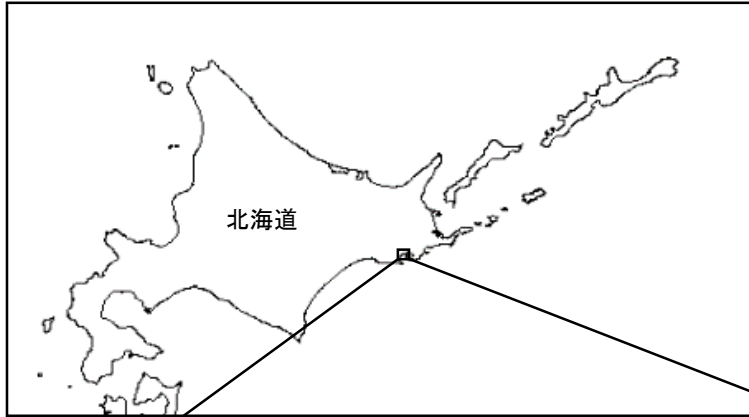


写真1 A船



写真2 A船の状況（甲板上）



写真3 B船

